

令和2年3月10日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	箱根登山バス株式会社 (法人番号: 3021001033505) 代表者 野村尚廣
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県小田原市東町5-33-1 (小田原営業所) 神奈川県小田原市東町5-33-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月20日及び令和元年9月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月10日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉交通株式会社 (法人番号: 6040001043022) 代表者 芹澤弘之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市花崎町750-1 (銚子営業所) 千葉県銚子市松本町1-8-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年7月2日及び令和元年7月5日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転基準図の記載事項不備(運輸規則第27条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	西東京バス株式会社 (法人番号: 1010101003032) 代表者 井上晋一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市明神町3-1-7 (檜原営業所) 東京都八王子市檜原町591-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年12月5日及び令和元年12月19日、死亡事故があった旨公安委員会より通知があったことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	立川バス株式会社 (法人番号: 4012801000850) 代表者 菅澤一郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都立川市高松町2-27-27 (福生営業所) 東京都福生市志茂151
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年12月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	相鉄バス株式会社 (法人番号: 4020001038546) 代表者 菅谷雅夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市西区北幸2-9-14 (旭営業所) 神奈川県横浜市旭区下川井町393
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年11月1日及び令和元年11月19日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年3月31日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年3月31日
(2) 事業者の氏名又は名称	阪東自動車株式会社 (法人番号: 8010601014877) 代表者 神崎満
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区押上1-1-2 (我孫子営業所) 千葉県我孫子市東我孫子2-36-22
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月6日及び令和元年11月15日、法令違反の疑いがあること及び死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)